

2025 年 9 月 18 日

関係各位 殿

一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 南川 秀樹

「浄化槽法定検査業務」の業務廃止および業務継承について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて当法人では、神奈川県知事の指定を受け浄化槽法第 7 条および第 11 条の法定検査業務を行う検査機関として同法第 57 条に基づき業務を実施して参りました。(神奈川県知事指定第 1 号 指定地区:横浜市のうち鶴見区、港北区、緑区、都筑区および青葉区、川崎市、相模原市)

このたび諸般の事情により、2026 年(令和 8 年)3 月 31 日にて、当法人としての業務を廃止させて頂くこととなりましたので、ご連絡申し上げます。

法律の施行より、当業務につきましてもご用命戴きましたこと心より御礼申し上げます。

なお業務につきましては、次の検査機関へ継承いたしますので、併せてご案内申し上げます。

継承検査機関 2026 年(令和 8 年)4 月 1 日より

公益社団法人 神奈川県生活水保全協会(神奈川県指定第 3 号)

〒235-0045

横浜市磯子区洋光台 6 丁目 1-1 洋光台ファミリーコアビル 3 階

電話:045-830-5721 FAX:045-830-5722

ホームページ:<https://seikatusui.or.jp/wp/>

継承検査機関へ移管後(2026 年 4 月 1 日以降)の業務の取り扱いについて

- 1 法定検査の実施等の連絡は、「公益社団法人 神奈川県生活水保全協会」よりの案内となります。検査実施に伴う問い合わせ等につきましても継承検査機関へお願いします。
- 2 2026 年 3 月末日までの検査記録等につきましては、一般財団法人 日本環境衛生センターへお問い合わせください。
- 3 検査手数料(検査料金)につきましてはの変更はありません。ただし、検査料金をお振込み頂く場合の振込手数料については、お客様のご負担となりますことをご了承下さい。

本件問い合わせ先

一般財団法人 日本環境衛生センター

環境生物・住環境部 住環境検査課

佐藤祐司・伊藤勇

〒210-0828

川崎市川崎区四谷上町 10-6

電話:044-288-5225 FAX:044-288-4901

e-mail: jyoukasou@jesc.or.jp